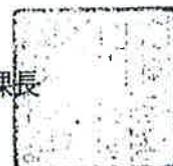




警察庁丁生企発第355号
平成24年7月5日

(社)日本調査業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



法令遵守の徹底について（要請）

昨年末以来、探偵業の届出をした者が、

- 司法書士等と共謀の上、住民票の写しや戸籍謄本を不正の手段により交付を受けていた住民基本台帳法違反、戸籍法違反
- 携帯電話販売店の従業員をして、顧客情報を漏洩させていた不正競争防止法違反
- 貸金業者と共謀の上、指定信用情報機関に対し、貸金業務に関する顧客の返済能力調査以外の目的で信用情報の提供を依頼し、提供を受けた情報を返済能力調査以外の目的に使用していた貸金業法違反

等で検挙されるという事件が相次いでいます。

これらの個人情報の取得については、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）が規定する「探偵業務」に関して行われたものではないとはいえ、違法行為であることに変わりはなく、探偵業に対する社会的信用を損なうものです。

特に、探偵業の届出をした者にあつては、法が個人の権利利益の保護を目的としていることの趣旨に鑑み、その事業において探偵業務への関わりの深浅を問わず、各種の法令の遵守及び個人の権利利益の保護に遺漏なきよう、貴協会にあつては、加盟の各業者に対する指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。